

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和2年1月29日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	榎 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

措置の通知書

令和元年度 定期監査（元監査第 77 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 重点項目</b></p> <p><b>(1) 物品等の管理を適正に行うべきもの</b> (報告書 2 ページ)</p> <p>物品の貸付けについて、長野市財務規則第 174 条に規定する物品の貸付け手続きを行わずに外郭団体に物品を貸し付けていた。 規則に基づき、適正な事務処理をされたい。 (小田切支所) (戸隠支所)</p> <p><b>(2) 契約締結事務を適正に行うべきもの</b> (報告書 2 ページ)</p> <p>自家用電気工作物（高電圧で受電して電気を使用する設備）保安管理業務委託について、随意契約として地方自治法施行令及び長野市契約規則で規定する条項を適用しているが、契約の相手方として特定する具体的な理由を記載していない事例及び過去において請け負った相手方を理由としている事例があった。どちらの事例も、随意契約を適用する理由としては不適切な内容であった。 法令等に基づき、適正な契約事務をされたい。 (豊野支所)</p> <p><b>(3) 規則等に基づいた補助金等交付事務を行うもの</b> (報告書 2 ページ)</p> <p>ア 長野市一支所一モデル事業補助金交付要綱及び長野市支所発地域力向上支援金交付要綱で、実績報告書に添付することとされている事業の実施状況を写した写真が添付されていない事例があった。 要綱に基づき、適正な事務処理をされたい。 (浅川支所) (豊野支所)</p>	<p>物品の貸付けについては、職員の認識不足から生じていたことから、指摘後直ちに財務規則の規定に基づき、貸し付け手続きを行なうことで改善を図った。 (小田切支所)</p> <p>住民自治協議会への備品の貸付けについて、長野市財務規則第 174 条に規定する物品の貸付け手続きを行った。 (戸隠支所)</p> <p>随意契約適用理由が適切でなかったことについては、職員の前例踏襲で事務を行ってしまったことが主な原因であった。 指摘後は、他事業者で保守点検が可能などはないか等調査を実施し、適用理由の確認を担当及び上司が徹底するよう改善を図った。 (豊野支所)</p> <p>長野市一支所一モデル事業補助金交付要綱で、実績報告書に添付することとされている事業の実施状況を写した写真については、データでの提出はあったが、一部の小事業については、確認不足により印刷が漏れたものである。 各小事業実施終了に合わせて写真の印刷・確認を行うことで改善を図った。 (浅川支所)</p>

措置の通知書

令和元年度 定期監査（元監査第 77 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>イ 長野市支所発地域力向上支援金交付事業において、交付申請前に実施した事業に要する経費を補助対象経費に含めている事例があった。 財務規則及び要綱に基づき、適正な事務処理をされたい。 現状においては、年度当初から事業に着手する団体もあることから、早期に交付申請ができるよう、募集及び選考する時期を早められたい。  (若槻支所) (戸隠支所)</p> <p><b>3 支出事務</b> <b>郵便切手の管理を適切に行うべきもの</b> <b>(報告書 3 ページ)</b></p> <p>ア 所属で管理する郵便切手等について、在庫確認をしていなかった事例、通信費受払簿が未整備であった事例、また、在庫と通信費受払簿が一致していない事例があった。 郵便切手等は金券であり、適正に管理されたい。  (小田切支所)</p>	<p>規則等に基づいた補助金交付事務を行うべきものについては、団体への説明不足、職員の確認不足が原因であったことから、令和元年度の事務遂行に当たっては、団体に対し丁寧な説明をすること及び複数職員で確認・検査することを支所内で再確認した。（令和元年 6 月 17 日） 令和元年度の長野市支所発地域力向上支援金交付事務の実施に当たり、担当及び上司がそれぞれ実績報告書に事業の実施状況を写した写真が添付されていることを確認するとともに内容を精査し、要綱に基づいた事務処理を実施することで改善を図った。  (豊野支所)</p> <p>今後は財務規則、要綱に基づき、必要書類について確認するとともに、年度当初から事業に着手する団体もあることから、募集案内を年度内に周知するとともに選考の次期を早め、年度当初からの事業に対応できるように改善する。  (若槻支所)</p> <p>長野市支所発地域力向上支援金事業について、募集及び選考の時期を前年度中にすることで、年度当初から事業着手できるように改善した。  (戸隠支所)</p> <p>郵便切手等の取扱いについては、指摘後直ちに、残部を確認し受払簿を整備した。合わせて、全ての切手を庶務課長あて返納し、以降は情報管理室の文書発送票を利用することを徹底し改善を図った。  (小田切支所)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 定期監査（元監査第 77 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>イ 保育・幼稚園課から保護者あて入所内定通知書発送用として交付された郵便切手について、残余分を返納せず、通信費受払簿も作成していない事例があった。 郵便切手は金券であり、適正に管理されたい。</p> <p style="text-align: right;">(共和保育園) (西部保育園)</p> <p>(意見)</p> <p><b>保育園の時間外保育申込みについて</b> (報告書 4 ページ)</p> <p>長野市保育所等における時間外保育及び延長保育の実施に関する要綱では、保護者は利用を開始しようとする日の属する月の前月の25日までに申込書を提出しなければならないとしているが、利用後に申込書を受付している事例が散見された。</p> <p>この事例の利用者全てが短時間保育認定者（保育時間：午前 8 時30分～午後 4 時30分）で、急遽、勤務時間が延長になった等の理由により、午後 4 時30分以降の時間外保育利用が必要となったものである。このような不測の事態では、受入れを拒むことはせず、保育士間で調整し対応している。</p> <p>利用実態に整合した要綱となるよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保育・幼稚園課)</p>	<p>切手の取扱い方法について、令和元年 7 月 2 日の園長会で不用となった切手はすぐに保育・幼稚園課に戻すことを確認・徹底し、共和保育園及び西部保育園の切手は、令和元年 7 月 2 日（共和保育園）、7 月 4 日（西部保育園）に保育・幼稚園課に戻した。</p> <p>保育・幼稚園課から令和 2 年 1 月に 4 月入所児童の内定通知と切手を園に送付する際は、通信費受払簿も併せて送付し、園ではこれにより適正に管理すること、保育・幼稚園課の担当職員は、切手の送付枚数と戻ってきた切手の枚数チェックの確認作業を行うことを徹底した。</p> <p style="text-align: right;">(保育・幼稚園課)</p> <p>「長野市保育所等における時間外保育及び延長保育の実施に関する要綱」について、利用実態に整合するよう要綱を一部改正した。 (令和元年 9 月 30 日 長野市告示第 179号) (保育・幼稚園課)</p>